

青 警 本 監 第 2 2 0 号
平 成 2 8 年 3 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察争訟事務処理に関する訓令の一部を改正する訓令の制定についてこの度、青森県警察争訟事務処理に関する訓令の一部を改正する訓令（平成28年3月青森県警察本部訓令第10号）を別添のとおり制定した。制定の理由及び主な内容については下記のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、法による審査請求に係る事務の適切な執行のため、また、青森県警察における争訟事務の円滑な執行のため、所要の整備を図ることを目的として制定したものである。

2 主な内容

(1) 争訟事件の種類及び意義（第2条関係）

ア 不服申立ての審査を執り行う行政庁の見直し

法が施行されることに伴い、異議申立ては廃止され、不服申立てが審査請求に一元化されることから、審査請求の審理を執り行う行政庁を青森県公安委員会に改めた。

イ 国家賠償事件の意義の見直し

国家賠償請求事件の意義に「営造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を生じた者」を加え、その意義を改めた。

(2) 争訟事件処理の主管者（第3条関係）

争訟事件処理の主管者を監察官等から訟務官等に改めた。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

本件 監察課訟務係

青森県警察本部訓令第10号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察争訟事務処理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

青森県警察本部長 山本和毅

青森県警察争訟事務処理に関する訓令の一部を改正する訓令

青森県警察争訟事務処理に関する訓令（昭和47年1月青森県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「つとめ」を「努め」に改める。

第2条第1号中「、人事委員会、本部長又は署長に対して行なわれる行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「又は人事委員会に対して行われる行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「争訟事件」を「事件」に改め、同条第2号中「公安委員会、人事委員会、本部長又は署長を被告として」を「県を被告とする」に、「争訟事件」を「事件」に改め、同条第3号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第5号中「公安委員会のした違法若しくは不当な処分若しくはなすべき処分をしなかったこと、又は警察官がした違法な公権力の行使により損害をこうむったとする者が」を「公安委員会若しくは警察職員の故意若しくは過失による違法な公権力の行使により損害を被ったとする者又は県警察所管の営造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を生じたとする者が」に改める。

第3条の見出し中「監察官等」を「訟務官等」に、同条中「訟務担当監察官（以下「監察官等」という。）」を「訟務官（以下「訟務官等」という。）」に改める。

第4条中「機動隊長」を「隊長、所長」に、「監察官等」を「訟務官等」に改める。

第5条第1号中「は握」を「把握」に、同条第5号中「行なう」を「行う」に、「

争訟手続き」を「争訟手続」に改める。

第6条中「又は発生する」を「、又は発生する」に、「監察官等」を「訟務官等」に、「即報」を「速報」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条中「監察官等」を「訟務官等」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。